

## ○珠洲市ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

平成31年1月17日

珠洲市告示4号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、危険なブロック塀等の倒壊による通行人の被害を未然に防止し、その安全を確保するため、その所有者が行うブロック塀等を除却する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、珠洲市補助金交付規則（昭和49年珠洲市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「ブロック塀等」とは、補強コンクリートブロック造の塀、組積造の塀その他これらに類する塀をいう。

### (補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するブロック塀等（以下「危険なブロック塀等」という。）の全て（除却できないやむを得ない事情があると市長が認める箇所があるときは、当該箇所を除く。）を除却する事業とする。

- (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条又は第62条の8に定める技術的基準に適合しないブロック塀等で、道路面からの高さが70センチメートルを超えるブロック塀等（市長が適当でないと認めるものを除く。）であること
- (2) 次のアからウのいずれかに該当する道路等に面するブロック塀等であること
  - ア 道路法（昭和27年法律第180号）による道路
  - イ 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第2号に規定する道路又は2項道路（同条第2項の規定により市長が指定した道をいう。以下同じ。）
  - ウ 指定避難路（珠洲市地域防災計画で指定したもの。）

2 前項の規定にかかわらず、災害等の発生により倒壊のおそれがあり、かつ、通行人に対し危険な状態であると市長が認めたブロック塀等は、危険なブロック塀等とみなして補助金の交付の対象とするものとする。

3 危険なブロック塀等を除却、築造する事業者は、市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

- (1) 過去に同一敷地でこの告示による補助金を交付されているとき
- (2) 国、県又は市が施工する公共事業等の補償となる時
- (3) 他の制度により直接補助又は助成を受けるとき
- (4) その他市長が適当でないと認めるとき

### (補助経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、危険なブロック塀等の除却に要する費用（当該危険なブロック塀等を除却した跡地（2項道路にあっては、法第42条第2項の規定により道路境界線とみなされる線まで後退した場所とする。以下同じ。）に倒壊の防止について十分配

慮されたブロック塀等以外の軽量の塀、フェンス、生垣等（以下「新たな塀等」という。）を設置する場所にあつては、新たな塀等の設置に要する費用を含む。）とする。

（補助額）

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 危険なブロック塀等を除却する場合にあつては、当該工事に要する費用の額又は除却する部分の面積1平方メートル当たり7千円を乗じて得た額のいずれか低い額の2分の1に相当する額とし、10万円を限度とする
- (2) 危険なブロック塀等を除却後、新たな塀等を設置する場合にあつては、当該工事に要する費用の額の2分の1に相当する額とし、10万円を限度とする

2 前項各号の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、珠洲市ブロック塀等除却事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) ブロック塀等を含む建物所有権を確認することができるもの
- (2) 工事請負契約書の写し又は見積書（新たな塀等を設置する場合にあつては、危険ブロック塀等の除却に係る内訳と新たな塀等の設置に係る内訳とが判別できる工事費見積書）
- (3) 市税の完納を証する書類（申請者及び同一世帯全員）
- (4) 付近見取り図、現況写真及び工事内容を示す図面又は書類
- (5) 新たな塀等を築造する場合は安全な塀等の詳細が分かる書類（安全な塀等を築造する場合に限る）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と判断したときは、珠洲市ブロック塀等除却事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容の変更等）

第8条 申請者が補助事業を変更又は廃止しようとするときは、速やかに、珠洲市ブロック塀等除却事業変更等届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 申請者は補助事業が完了したときは、完了した日若しくは変更の承認を受けた日から14日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日いずれか早い日までに、珠洲市ブロック塀等除却事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 工事中・竣工後の写真
- (2) 補助事業に係る領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、珠洲市ブロック塀等除却事業補助金確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条の規定による通知があったときは、速やかに、珠洲市ブロック塀等除却事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたと認める場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。